

○国家公安委員会規則第十一号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和三年十一月十八日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七條の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八條第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二(第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八條の六第一号(第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十二條第十三号若しくは第十七号(第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五條第九号、第十三号(第六十六條の三第三項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。))及び第五十六條の五の五第三

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第二条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七條の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八條第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二(第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八條の六第一号(第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十二條第十三号若しくは第十七号(第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五條第九号、第十三号(第六十六條の三第三項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。))及び第五十六條の五の五第三

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)、若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)、又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)、若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。)、若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。)、又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。)、若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、

しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

〔7〕(27) 略

〔八〕略

〔四十八〕(五十九) 略

第十号の八又は第十号の九に規定する罪

〔7〕(27) 同上

〔八〕同上

〔四十八〕(五十九) 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第六条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。))第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 略</p> <p>〔〽 略〕</p> <p>〔四十八〕五十九 略</p>	<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 同上</p> <p>〔〽 同上〕</p> <p>〔四十八〕五十九 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為等)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)
第二条 第一条の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)
若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

改正前

(暴力的不法行為等)

第一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)
若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。))、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 略</p> <p>〔〽 略</p> <p>〔四十八〕五十九 略</p>	<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 同上</p> <p>〔〽 同上</p> <p>〔四十八〕五十九 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八條第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十九條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二十二條第十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第六十六條の五の五第三

改正前

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八條第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八條の四、第九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十九條の六第一号（第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一條、第二百二條の十五、第六十六條の十一、第五十五條の二、第五十六條の三、第五十六條の二十の三、第五十六條の二十の十七、第五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六條の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二十二條第十三号若しくは第十七号（第六十六條の三第一項及び第四項、第六十六條の十七第一項及び第三項並びに第五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五條第九号、第十三号（第六十六條の三第三項（第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第六十六條の五の五第三

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。))第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、

しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

〔7〕(27) 略

〔八〕略

〔四十八〕(五十九) 略

第十号の八又は第十号の九に規定する罪

〔7〕(27) 同上

〔八〕同上

〔四十八〕(五十九) 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。))、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五若

しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

〔7〕(27) 略

〔八〕略

〔四十八〕五十九 略

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

〔二〕九 略

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、

第十号の八又は第十号の九に規定する罪

〔7〕(27) 同上

〔八〕同上

〔四十八〕五十九 同上

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 「同上」

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

〔二〕九 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安

委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第一百零六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第五十六条の四十に係る部分に限る。)、若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百零六条の三第一項及び第四項、第一百零六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百零六条の三第三項(第一百零六条の十第四項及び第一百零六条の十七第四

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

項において準用する場合を含む。)及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。))、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第百四十九条第二項前段(第百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 略</p> <p>〔八〕略</p> <p>〔四十八〕五十九 略</p>	<p>(6) 金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪</p> <p>〔7〕(27) 同上</p> <p>〔八〕同上</p> <p>〔四十八〕五十九 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〇七 略〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十九条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百二十五条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第一百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百六条の三第一項及び第四項、第一百六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百六条の三第三項(第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。))及び第一百五十六条の五の五第三

改正前

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第三条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八条の四、第九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第九十九条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百二十五条の十五、第一百六条の十一、第一百五十五条の二、第一百五十六条の三、第一百五十六条の二十の三、第一百五十六条の二十の十七、第一百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第一百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二十条第十三号若しくは第十七号(第一百六条の三第一項及び第四項、第一百六条の十七第一項及び第三項並びに第一百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第十三号(第一百六条の三第三項(第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。))及び第一百五十六条の五の五第三

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条の九第七項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。)、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。))第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〇二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

〔(1)〇(5) 略〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五

項に係る部分に限る。)若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)〇(5) 同上〕

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、

しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

〔(7) (27) 略〕

〔へ 略〕

〔四十八く五十九 略〕

第十号の八又は第十号の九に規定する罪

〔(7) (27) 同上〕

〔へ 同上〕

〔四十八く五十九 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。